

平成26年 6 月 19 日

県民生活・環境部 広域支援対策課

**東日本大震災に係る福島県から避難されている方々に対する  
応急仮設住宅の供与期間を平成28年 3 月 31 日まで延長します。**

県では、福島県など被災県からの要請を受け、平成23年 7 月から、応急仮設住宅として民間賃貸住宅等を借り上げ、避難されている方々に供与しています。この期間については、現在、平成27年 3 月までとしているところです。

このたび、福島県において供与期間の延長が必要との判断がなされ、本県に対し、平成28年 3 月末日とするよう延長要請がありました。

については、同県の要請を受け、次のとおり応急仮設住宅の供与期間を延長することとします。

1 供与期間について

平成28年 3 月 31 日まで（福島県内の避難者と同様）

なお、供与期間延長に伴う具体的な手続きは昨年度と同様、各世帯毎に延長意向等を確認の上、実施してまいります。

2 その他

(1) 岩手県及び宮城県から避難されている方々については、両県からの通知があり次第、県の対応をお知らせします。

(2) 借上げ住宅にかかる費用については、災害救助法の規定に基づき、県は被災県に求償しています。

**【本件についてのお問い合わせ先】**

広域支援対策課 課長 加藤

電話 025-282-1759（内線2461）